(4)　入所者等が全て認知症の者であり、届出を行った日の属する月の前三月において日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから特に介護を必要とする認知症の者の割合が二分の一以上であること。

(5)　近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院させる体制及び当該精神科病院に勤務する医師の入所者等に対する診察を週四回以上行う体制が確保されていること。

(6)　届出を行った日の属する月の前三月間において、身体拘束廃止未実施減算を算定していないこと。

二十二　短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準

イ　（略）

ロ　指定特定施設（指定居宅サービス等基準第百七十四条に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が一人であるものに限る。）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号、次号及び第二十四号において「利用者」という。）の数は、一又は当該指定特定施設の入居定員の百分の十以下であること。

ハ～ホ　（略）

二十三～二十七　（略）

二十七の二　指定地域密着型通所介護の施設基準

イ　地域密着型通所介護費を算定すべき指定地域密着型通所介護の施設基準

(1)　（略）

(2)　指定地域密着型サービス基準第二十条に定める看護職員又は介護職員（指定地域密着型サービス基準第三十七条の二に規定する共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定地域密着型通所介護事業所にあっては、同条第一号に定める従業者）の員数を置いていること。

二十八～三十　（略）

三十一　指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ　認知症対応型共同生活介護費(I)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1)　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）を構成する共同生活住居（法第八条第二十項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）の数が一であること。

(2)　（略）

ロ　（略）

ハ　短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1)・(2)　（略）

二十二　短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準

イ　（略）

ロ　指定特定施設（指定居宅サービス等基準第百七十四条に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が一人であるものに限る。）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号、次号及び第二十四号において「利用者」という。）の数は、当該指定特定施設の入居定員の百分の十以下であること。

ハ～ホ　（略）

二十三～二十七　（略）

二十七の二　指定地域密着型通所介護の施設基準

イ　地域密着型通所介護費を算定すべき指定地域密着型通所介護の施設基準

(1)　（略）

(2)　指定地域密着型サービス基準第二十条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

二十八～三十　（略）

三十一　指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ　認知症対応型共同生活介護費(I)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1)　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）を構成する共同生活住居（法第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）の数が一であること。

(2)　（略）

ロ　（略）

ハ　短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1)・(2)　（略）